

「ご意見申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人菊清会では、利用者からのご意見に適切に対応する体制を整えることといたしました。

各保育園と法人のご意見反映責任者、ご意見受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、ご意見反映に努めることといたしましたのでご利用ください。

平成29年4月

| | 甲ノ原 保育園 | 橋本りんご 保育園 | みんなの とつぼ保育園 | さくらしん まち保育園 | ぴっころ 保育園 | オアシス みくり 保育園 | ふかさわ ミル保育園 |
|--------------|--|----------------|----------------|----------------|-------------|--------------------|----------------|
| ご意見反映 責任者 | 茂木 栄 | 武内 美樹 | 田中真里子 | 小嶋 泰輔 | 若王子泰人 | 荒井 暁美 | 伊藤 里美 |
| ご意見受付 担当者 | 堀岡 正明 | 菊池 奈月 鈴木 隆広 | 岸波 優佳 | 酒井登志子 | | | 橋本 英明 小杉 茂子 |
| 第三者委員 | 松村堅太<連絡先：042-654-6173> 黒田正浩<連絡先：042-622-7501> | | | | | | |

ご意見反映の方法

(1) ご意見の受付

ご意見は面接、電話、書面などによりご意見受付担当者が随時受け付けます。

(2) ご意見受付の方法

ご意見受付担当者がお受けしたご意見をご意見反映責任者と第三者委員（ご意見申出人が第三者委員への報告を希望しない場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、ご意見申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) ご意見反映のための話し合い

ご意見反映責任者は、ご意見申出人と誠意を持って話し合い、反映に努めます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による意見の確認

イ 第三者委員による反映案の調節・助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 東京都又は神奈川県「運営適正化委員会」の紹介

法人で反映できないご意見は東京都及び神奈川県の各社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

東京都社会福祉協議会

03-3268-7174

神奈川県社会福祉協議会

045-311-1421



社会福祉法人 菊清会